二　第四十一条で定めるところにより調査を行う場合　次に掲げる事項

イ・ロ　［略］

ハ　法第三十条の二第一項本文の規定による調査の結果（同条第三項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果を含む。）

ニ・ホ　［略］

（包括信用購入あつせん関係受領契約に関する情報の提供等）

第四十九条　法第三十条の二の三第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第六号から第九号までに掲げる事項については、法第三十条第一項に基づき、次条第一項第四号に定めるところにより情報を提供した場合には省略することができる。

一　包括信用購入あつせん業者の名称及び住所又は電話番号並びに包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称その他のこれらの者を特定することができる事項

二～九　［略］

第五十条　法第三十条の二の三第一項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二　書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。

三　［略］

四　前条第六号から第九号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項について定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一　包括信用購入あつせん関係受領契約の解除に関する事項	イ　［略］ ロ　購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては同条第二項に定める日数、登録少額包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十四条で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては令第二十五条に定める日数）以上の相当な期間を定めてその支払を書面（第五十五条の三第一項第一号及び第六十八条の六第一項第一号に定める場合にあつては書面又は電磁的方法、第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合にあつては電磁的方法）で催告し、その義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。 ハ・ニ　［略］

二　第四十一条で定めるところにより調査を行う場合　次に掲げる事項

イ・ロ　［略］

ハ　法第三十条の二第一項本文の規定による調査の結果（法第三十条の二第三項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果を含む。）

ニ・ホ　［略］

（書面の交付等）

第四十九条　法第三十条の二の三第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第六号から第九号までに掲げる事項については、法第三十条第一項に基づき交付した書面に、次条第三号に定めるところにより記載した場合には省略することができる。

一　包括信用購入あつせん業者の名称及び住所又は電話番号並びに包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称

二～九　［略］

第五十条　法第三十条の二の三第一項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

［新設］

二　［略］

三　前条第六号から第九号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項について定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一　包括信用購入あつせん関係受領契約の解除に関する事項	イ　［略］ ロ　購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。 ハ・ニ　［略］